

兵庫県公報

平成20年9月16日 火曜日 第2014号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗 = 県旗)

目次

告 示	ページ
救急病院の認定（医務課）	1
保安林の指定（豊かな森づくり課）	1
同 上（同）	2
保安林の指定予定（同）	2
同 上（同）	3
瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	3
和田山都市計画下水道事業朝来市公共下水道の事業計画の変更認可（下水道課）	4
道路の位置指定（建築指導課）	5
公安委員会告示	
警備員指導教育責任者講習の実施	5
警察本部公告	
入札公告	7

告 示

兵庫県告示第951号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条の規定により、次の医療機関を救急病院と認定した。

平成20年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 名称 医療法人沖縄徳洲会 神戸徳洲会病院
所在地 神戸市垂水区上高丸1丁目3番10号
認定年月日 平成19年12月1日
認定の有効期限 平成22年11月30日
- 2 名称 医療法人薫風会 佐野病院
所在地 神戸市垂水区清水が丘2丁目5番1号
認定年月日 平成20年1月29日
認定の有効期限 平成23年1月28日
- 3 名称 医療法人博愛会 広野高原病院
所在地 神戸市西区北山台3丁目1番1号
認定年月日 平成20年7月6日
認定の有効期限 平成23年7月5日

兵庫県告示第952号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 保安林の所在場所
南あわじ市広田広田字宮林1504の137から1504の148まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び南あわじ市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第953号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成20年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林の所在場所

淡路市草香北字亀ヶ熊105の2、126の1、126の2、128の1、128の2

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、淡路県民局地域振興部洲本農林水産振興事務所及び淡路市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第954号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成20年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 保安林予定森林の所在場所

豊岡市竹野町東大谷字才谷119、120、128、131、141、150、151、156、157、158の1、158の2、159、160、162の1、163から170まで、171の1、171の2、172から185まで、185の1、186、187

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

字才谷158の1、158の2・170・171の1・174から176まで・187(以上7筆について次の図に示す部分に限る。)、186

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第955号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。
平成20年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
豊岡市竹野町鬼神谷寺谷393、394、397から410まで、412から417まで
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字寺谷397・398・407・408(以上4筆について次の図に示す部分に限る。)
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、但馬県民局地域振興部豊岡農林振興事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。)

兵庫県告示第956号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成20年 9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請の概要
 - (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
明石事務所長 橋 本 芳 純
 - (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
川崎重工業株式会社明石工場
明石市川崎町1番1号
 - (3) 特定施設に関する事項

種	類	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設(No.333)	65号 酸又はアルカリによる表面処理施設(No.334)
能	力	1,500kg / 日	同 左
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	同 左

工事完成予定年月日		着手後15日		同左	
使用開始予定年月日		完成後		同左	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続		同左	
使用時間の季節的変動の概要		なし		同左	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値	区分	通常	最大	通常	最大
	水素イオン濃度 (水素指数)	9	9	9	9
	生物化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,600	2,600	2,300	2,300
	化学的酸素要求量 (単位 mg/L)	2,500	2,500	650	650
	ルルルキサン抽出物質含有量 (単位 mg/L)	10,000	10,000	50,000	50,000
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量(単位 m ³ /日)		0	0.5	0	1.4

備考 汚水等の処理は外部業者に委託するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成20年9月16日から同年10月1日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び明石市環境部環境保全課

兵庫県告示第957号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第2項の規定において準用する同法第62条第1項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成20年9月16日

兵庫県知事 井戸敏三

1 施行者の名称

朝来市

2 都市計画事業の種類及び名称

和田山都市計画下水道事業朝来市公共下水道

3 事業施行期間

変更前 平成3年11月22日から平成21年3月31日まで

変更後 平成3年11月22日から平成26年3月31日まで

4 事業地

(1) 収用の部分

平成16年兵庫県告示第255号の事業地に朝来市和田山町立ノ原字大川除及び字曲り尾の一部地内を追加する。

(2) 使用の部分

平成16年兵庫県告示第255号の事業地のうち、朝来市和田山町和田山字村下地内において事業地を変更し、同市和田山町和田山字東裏、和田山町玉置字上先道、字村前及び字前田並びに和田山町立ノ原字大川除の一部地内を追加する。

兵庫県告示第958号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 なお、その関係図書は、平成20年9月16日から丹波県民局県土整備部建築課において縦覧に供する。

平成20年9月16日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

指 定 番 号	指定年月日 (平成年月日)	道 路 の 位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H20丹波位置 0003号	20.8.29	篠山市杉字美輪町43番1の一部、44番1の一部	6.00	51.65
第H20丹波位置 0004号	同	同 市東新町133番2の一部	6.00	31.37

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第274号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「新規取得講習」という。）及び警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号。以下「規則」という。）第6条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「追加取得講習」という。）について、規則第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成20年9月16日

兵庫県公安委員会

委員長 小 倉 修 悟

1 新規取得講習及び追加取得講習に係る警備業務の区分等

(1) 警備業務の区分

警備業法第2条第1項第3号に規定する運搬警備業務（以下「3号業務」という。）

(2) 実施日

ア 新規取得講習

平成20年10月20日（月）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の6日間

イ 追加取得講習

平成20年10月23日（木）から同月27日（月）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の3日間

(3) 実施場所

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階教育センター

(4) 修了考査の実施

新規取得講習、追加取得講習ともに、10月27日（月）に修了考査（新規取得講習は40問100分、追加取得講習は14問35分）を実施する。

2 受講定員

新規取得講習及び追加取得講習の受講者の合計で60人とする。

3 受講対象者

受講対象者は、講習の区分ごとに、次に掲げるとおりとする。

(1) 新規取得講習

受講申込日において、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

イ 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）の合格証明書の交付を受けているもの

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの

エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規

則第5号。以下「旧検定規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。)の合格証(以下「旧合格証」という。)の交付を受けているもの

オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。)に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は規則第7条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書(3号業務に係るものを除く。以下「指導教育責任者資格者証等」という。)の交付を受けている者(警備業法の一部を改正する法律(平成16年法律第50号)による改正前の警備業法第11条の3第2項の規定により交付された警備員指導教育責任者資格者証を有する者を除く。)で、次のいずれかに該当する者

ア 最近5年間に当該警備業務に従事した期間が通算して3年以上あるもの

イ 検定規則第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)の合格証明書の交付を受けているもの

ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事しているもの

エ 旧1級検定に係る旧合格証の交付を受けているもの

オ 旧2級検定に係る旧合格証の交付を受けている警備員で、当該旧合格証の交付を受けた後、継続して1年以上当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事しているもの

4 受付期間

新規取得講習及び追加取得講習ともに平成20年9月22日(月)から同年10月3日(金)までの間(土曜日、日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時まで)

5 申込先

兵庫県内の各警察署の生活安全課(生活安全第一課及び刑事生活安全課を含む。以下同じ。)

6 申込時の提出書類

(1) 新規取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(1)のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(1)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(1)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し

(7) 前記3の(1)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(2) 追加取得講習を受講しようとする者

ア 警備員指導教育責任者講習受講申込書1通

イ 指導教育責任者資格者証等の写し

ウ 次に掲げるいずれかの書面

(7) 前記3の(2)のアに該当する者については、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のイに該当する者については、1級の検定に係る合格証明書の写し

(7) 前記3の(2)のウに該当する者については、2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該合格証明書に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

(4) 前記3の(2)のエに該当する者については、旧1級検定に係る旧合格証の写し

(7) 前記3の(2)のオに該当する者については、旧2級検定に係る旧合格証の写し及び当該旧合格証に係る種別の警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る警備業務従事証明書

7 受講手数料

新規取得講習は38,000円、追加取得講習は14,000円相当額の兵庫県収入証紙を講習初日に納付するものとする。

8 受講日の携行品

筆記用具、印鑑及び参考書（警備業法令集等）

9 その他

- (1) 受講者の確定は先着順とし、申込人員に達した時点で申込みを締め切る。
- (2) 申込みは、受講しようとする本人が行うものとする。
- (3) 郵送による申込みは、受け付けない。
- (4) 受講者は、自己の本籍及び氏名は住民票等により確認し、受講申込書の記載に誤りがないようにすること。
- (5) 申込日に、警備業務経験通算年月について確認を行う。
- (6) 警備員指導教育責任者講習受講申込書については、兵庫県内の各警察署の生活安全課及び社団法人兵庫県警備業協会において配布する。

10 講習委託先

神戸市中央区御幸通6丁目1番12号 三宮ビル東館8階
社団法人兵庫県警備業協会

11 問い合わせ先

- (1) 兵庫県内の各警察署の生活安全課
- (2) 兵庫県警察本部生活安全部生活安全企画課
電話（078）341 - 7441 内線 3046
- (3) 社団法人兵庫県警備業協会
電話（078）252 - 0166

警 察 本 部 公 告

入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成20年 9月16日

契約担当者

兵庫県警察本部長 太田 裕之

1 調達内容

- (1) 調達物品及び数量
兵庫県警察指掌紋情報管理システム1式（賃貸借）
- (2) 調達物品の特質等
調達物品の性能等に関し、契約担当者が入札説明書で指定する特質等を有すること。
- (3) 契約期間
平成21年2月1日から平成26年1月31日（5年間）
- (4) 設置場所
兵庫県警察本部及び県下48警察署等
- (5) 入札方法
上記(1)の物品について入札に付する。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時まで物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による

資格制限を受けていない者であること。

- (3) 県の指名停止基準に基づく指名停止を、一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において受けていない者であること。
- (4) 県の指名停止基準に基づく暴力団又は暴力団関連企業でないこと。
- (5) 入札に参加しようとする者の間に、以下のいずれかに該当する関係がないこと。

ア 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (7) 親会社と子会社の関係にあるもの
- (4) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(7)については、会社の一方が更正会社又は更正手続きが存続中の会社である場合は除く。

- (7) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
- (4) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他、上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
〒650-8510 神戸市中央区下山手通5丁目4番1号
兵庫県警察本部総務部会計課用度係 担当 瀧澤
電話(078)341-7441 内線 2254
- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間
平成20年9月16日(火)から同月30日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)
毎日午前10時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- (3) 入札・開札の日時及び場所
平成20年10月28日(火)午前11時
神戸市中央区下山手通5丁目4番1号 兵庫県警察本部別館8階会議室
- (4) 入札書の提出期限
(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送による入札については、平成20年10月27日(月)午後5時までに(1)の場所に必着のこと。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金
契約希望金額(入札書記載金額に契約期間60箇月を乗じて得た額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額)の100分の5以上の額の入札保証金を平成20年10月27日(月)正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県警察本部長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金
免除とする。
- (4) 入札者に求められる義務
ア この一般競争に参加を希望する者は、入札説明書で示した物品又はこれと同等のものを納入できることを証明する書類並びに入札説明書で示した物品と同等のものをもって競争に参加しようとする者にとっては、当該物品が入札説明書で示した物品と同等であることを証明する資料及び製品の見本等を平成20年9月30日(火)までに提出すること。
イ 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記アの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (5) 入札に関する条件
ア 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
イ 所定の額の入札保証金(入札保証金に代わる担保の提供を含む。)が所定の日時までに納入されている

こと。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日(平成20年10月30日)までであること。

ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。

エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。

オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。

カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。

キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。

ク 入札金額は、上記1(1)の物品の1箇月当たりの賃貸借料(消費税及び地方消費税相当額を含まない。)を記載すること。

ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。

コ 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。

(7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者

(1) 初度の入札において、アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうち、ア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者

(6) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(7) 契約書作成の要否

要作成

(8) 落札者の決定方法

入札説明書で示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則(昭和39年兵庫県規則第31号)第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

(1) Name and title of head of the procuring entity:

Hiroyuki Ota, Director of Hyogo Prefecture Police H.Q

(2) Nature and quantity of the product to be leased:

Lease of Hyogo Fingerprint information Management System.

(3) Lease period:

From February 1, 2009 through January 31, 2014

(4) Lease places:

Police H.Q and Police Station in Hyogo prefecture and so on

(5) Deadline for the submission of tender application form:

17:00 September 30, 2008

(6) Deadline for tender

17:00 October 27, 2008 by mail;

11:00 October 28, 2008 by direct delivery

(7) Person to contact concerning the notice:

Mr. Takizawa, Purchase section, Accountant Division, Hyogo Prefecture Police H.Q.

4-1, Shimoyamate-dori 5-chome, Chuo-ku, Kobe 650-8510

TEL (078)341-7441 extension 2254